

特別保険料について

- とある父と娘（Aさん（父）：会社員〇B、Bさん（娘）：会社員）の会話に、社会保険労務士のCさんが説明に加わってくれました。



Aさん

そういえば、この間「厚生年金加入記録のお知らせ」^{*1}が届いたのだけれど、昔ボーナスから払った保険料が載っていなかったんだよ！たしか「特別保険料」とかいう名前だったはずだが…。取るだけ取って年金は増やさないのは「やらずぶつたくり」って言うんじゃないかな！



Bさん

そうよね！私も不思議に思っていたの。平成15年4月より前^{*2}は、ボーナスから0.5%分^{*3}天引きされていたのに、それは年金には反映しないんだよね！？年金は払った分に応じてもらえるっていう約束なのに、それって何かおかしいよね。



Aさん

だいたい俺たちが払った特別保険料はどこへいってしまったんだ？



Cさん

盛り上がってますね。
特別保険料って、今から振り返ってみると分かりにくいやり方だったですよね。疑問点がいくつかあるみたいですから、整理してみましょう。まずははじめは、「特別保険料はどこへいってしまったのか」です。



Aさん

そうそう。国のほうで事務費か何かに使ってしまったのか？



Cさん

そういうふうに使ってしまったわけではなくて、月々の給与にかかる保険料と同じように、年金給付のために充てられているんですよ。

年金制度は、そのときに必要な年金給付を、現役世代の方の保険料で賄う「世代と世代の助け合い」で成り立つ制度ですからね。



Aさん

じゃあ、特別保険料も年金給付に充てられていて、別に変な使われ方をしている訳ではないというのだな。



Bさん

でも、“月々の給与の保険料と同じように”というけど、何でボーナスから保険料を取られることになったの？

それに取られるんだったら、取った分は年金に反映するのが筋じゃないの？



Cさん

確かに色々と疑問に思いますよね。これから順番にお話していきたいと思います。まず、2番目の疑問として「なぜボーナスから特別保険料を支払うことになったか」です。

そもそも、特別保険料が導入される前は、月々の給料だけから保険料を支払い、それに基づいて将来の年金額が決まる仕組みだったんですが、これはこれで問題がありまして…



Aさん

というと？



Cさん

ええ、つまりボーナスには保険料がかからないということを利用して、保険料のかかる給料を安く抑え、一方でボーナスを高くすることによって、「保険料逃れ」を行う会社があったんですね。

例 一般的なケース（年収 480 万円；月給 30 万円・ボーナス夏・冬 60 万円の人のケース）

○保険料（労使折半の各負担分） $30\text{ 万円} \times 165 / 1000 \times 1/2 \times 12 = 297,000\text{ 円/年}$

(* 保険料率は平成 9 年 4 月当時のもの)

「保険料逃れ」のケース（年収 480 万円；月給 26 万円・ボーナス夏・冬 84 万円の人のケース）

○保険料（労使折半の各負担分） $26\text{ 万円} \times 165 / 1000 \times 1/2 \times 12 = 257,400\text{ 円/年}$

→ 年収は同じ 480 万円ですが支払う保険料は異なってしまいます。



Bさん

確かに、年収が同じなのに支払う保険料に違いがあるのは問題かもしれないわね…



Cさん

「保険料逃れ」を行う事業所が増えれば、当然保険料収入は減ってしまいます。それを補うためには月給にかかる保険料率を引き上げなければいけなくなる訳です。それでは、ボーナスの金額を操作し「保険料逃れ」をしている一部の会社のせいで全体の負担が重くなってしまい不公平だという声もあって、これを防止する措置が講じられたんですよ。



Bさん

なるほど。特別保険料によって、月々の給与にかかる保険料が高くなるのを少しあ抑えることができたので、その点は良かったのね。ボーナスには保険料がかからず、毎月の保険料があまりにも高いのも辛いもんね。



Aさん

それは分からんでもないが…。でも自分の年金に反映されるのはまったくけしからん。これにはどうしても納得がいかん。



Cさん

そうなんですよね。3つめの疑問は「なぜ、特別保険料は年金に反映されないか」です。

当時の政府の説明によれば、「月給に対する保険料率16.5%に対し、特別保険料は1%という低い保険料率に抑えて、年金の計算はそれまでどおり、月給に対する保険料だけを基に計算することとした」ということでした。



Bさん

うーん…、保険料が1%だったら年金に反映しなくてもいいってこと？

その説明、やっぱり納得がいかないわね！



Aさん

やっぱり、ボーナスもきちんと年金に反映するような仕組みにしなきゃいかんよ。



Cさん

ええ、そういう意見があったので、平成15年4月からは給料もボーナスも同じ率で保険料を支払い、将来の自分の年金にも反映するようになったんですよ。

* 平成15年4月からの仕組み（総報酬制）では、ボーナスにも月給と同じ保険料が賦課されるとともに、年金にも同じように反映することになりました。これに伴い、月収に対して17.35%、ボーナスに対して1%であった保険料率は、月給・ボーナスともに同率となり保険料率は13.58%と、大幅に引き下がりました。



Aさん

最初からそうすればよかったのにな。
いまからでも遅くはないから、過去に払った特別保険料も年金に反映させることはできないのか？



Cさん

はい、4つめの疑問は「昔払った特別保険料も年金に反映させられないのか」です。

これについては、はじめのお話「特別保険料はどこへ行ってしまったのか」とも関係するのですが、特別保険料はそもそも自分の年金には反映しないという前提で、すでに年金給付に充てられてしまっています。

ですから、もしこれから年金に反映させようとすると、新たな財源が必要となり、これから保険料の引き上げなどが必要になってしまふんですよ。



Bさん

それはそうね。若い人にとっては、受給する年金は増えないので単純に保険料が増えるだけだから、黙っちゃいないわよね。



Aさん

うーん、これから保険料を上げる必要があるのか…
しかし、いろいろと理由を聞いてきたけど、やっぱり分かりにくくて何となく釈然としない仕組みだなあ。



Cさん

そうですね。やっぱり、分かりにくいくらいっていうのはよくないです。特別保険料は、当時の社会情勢など色々な理由があってのことなのでしょう。政府も、その次に行われた平成12年の法律改正では、この仕組みを廃止し現行の総報酬制を導入しているわけですから。いずれにしても、年金制度はみんなに分かりやすく、公平な仕組みにしていかないといけませんね。